

ツーリズム EXPO ジャパン 2026 商談会参加規程

ツーリズム EXPO ジャパンの主催者（公益社団法人日本観光振興協会（JTTA）、一般社団法人日本旅行業協会（JATA）、日本政府観光局（JNTO））が行う商談会について、以下の通り規程し商談会に参加希望する者（以下、参加者）はこれを遵守することとする。

第1条 参加者について

（1）バイヤーの定義

- ①主催者団体会員及び特別協力団体会員の旅行会社とする。
- ②訪日旅行を取り扱う旅行会社は、ツアーオペレーター品質認証制度登録企業に限る。
ただし、主催者が選考した在外旅行会社は、すべてのセラーとアポイント商談ができるものとする。
※セラーの定義については、以下（2）項に記載の通り。
- ③主催者側が選考した旅行情報を提供するメディア（TV・新聞・雑誌・WEB等）
- ④ツーリズム EXPO ジャパン出展者（セラー）がバイヤーとして参加を希望する場合はこれを認め、バイヤー登録ができるものとし、出展者（バイヤー）と他の出展者（セラー）との位置付けにおいて商談ができるものとする。
- ⑤日本コンベンション協会会員企業を異業種バイヤーとして主催者が承認することがある。
- ⑥全てのバイヤーは、セールス行為を厳禁とし、成立済アポイント商談時は、必ず来場して対面にて商談を行うものとする。

（2）セラーの定義

- ①ツーリズム EXPO ジャパンの出展者であること。この出展者には商談枠として1小間・スペースあたり2登録（2名）を付与する。
- ②トラベルソリューション展の出展者であること。この出展者には商談枠として1小間・スペースあたり2登録（2名）を付与する。

（3）メディアの定義

- ①「ツーリズム EXPO ジャパン」「トラベルソリューション展」の取材をもって新聞・雑誌、放送、インターネット等の媒体（メディア）を通じて情報伝達を行う関係者とする。
- ②バイヤーとしてアポイント商談への参加を希望するメディア関係者。
- ③主催者が招待する日本在住の海外メディアは、国内及び訪日関連セラーとのみアポイント商談ができるものとする。
- ④登録できるメディア関係者は、次のいずれかに該当するものとする。
 - ・定期刊行物を発行している新聞社・出版社の編集者・記者（ライター）・カメラマン。

- ・上記定期刊行物に署名記事の掲載実績をもつフリージャーナリスト、記者（ライター）。
 - ・法人が開設するインターネット上のニュースまたは 情報系サイト制作会社の編集者・記者・スタッフ。
 - ・テレビ番組制作会社（BS・CS・ケーブル、インターネットテレビを含む）・記者・及び撮影スタッフ。
 - ・ラジオ番組制作会社・記者・及びスタッフ。
 - ・上記編集・制作会社または編集部と取材委託契約を結んでいる記者・カメラマン。
- ⑤アポイント商談にバイヤーとして参加するメディアは、セールス行為を厳禁とし、成立済アポイント商談時は、必ず来場して対面にて商談を行うものとする。

第2条 参加登録について

- (1) バイヤーはツーリズム EXPO ジャパン公式ホームページ内より登録申請を行う。
- (2) セラーは、出展者にのみ案内される出展者マイページより登録申請を行う。
- (3) メディアはツーリズム EXPO ジャパン公式ホームページ内より登録申請を行う。
- (4) 参加申請の締め切り日時について、別途に案内する日時を厳守するものとする。なお、締め切り日時以降に参加枠の空きがある場合、申込みを受け付ける場合がある。

第3条 アポイント商談スケジュール確定後のキャンセル

アポイント商談スケジュール確定後のキャンセルは原則としてできないものとする。ただし、やむを得ない事情によりキャンセルをする場合は、必ず主催者（下記連絡先）に相談の上、その指示に従うものとする。

【ツーリズム EXPO ジャパン商談会事務局】Email: bizmtg@bsec.jp

第4条 参加者の義務

- (1) 参加者は、主催者の定める参加登録の事項及びアポイントのリクエストを所定の期日までに行うものとする。参加登録をただけでは、アポイントは成立しないことを理解するものとする。
- (2) 参加者はアポイント商談を円滑に行うために事前準備を行うものとする。
- (3) 参加者は商談時間の開始及び終了の時間を厳守し、確定したアポイント商談を行うものとする。
- (4) 旅費補助対象のバイヤーは指定エリア以外に勤務所在地があるものに限り、規定セッション数以上のアポイント商談(マッチングシステム上で成立した商談)を行わなければならない。規定セッション数以上の商談を行わなかった場合は、旅費補助対象外となることを理解するものとする。
- (5) アポイント商談時の資料等は必ず持ち帰るものとする。

第5条 商談会の開催中止

主催者の責に帰することのできない理由により、商談会の開催が全部または一部中止・中断された場合、これによって参加者に生じた損害について、主催者は一切の責を負わないものとする。

第6条 ペナルティ

主催者が、アポイント商談スケジュール確定後の無断キャンセルならびにアポイント商談の不履行と判断した場合、当該参加者の参加をとりやめ、次回以降への商談会の参加を断ることができるものとする。この場合、生ずる損害について主催者は一切の責を負わないものとする。

第7条 個人情報保護

主催者は参加者の情報を適切に管理し、本事業のために利用する場合がある。参加者は、自身の情報がマッチングシステム内へ掲載されること及び商談会参加者や TEJ カンファレンス主催者へ提供される場合があることを承諾するものとする。

<マッチングシステム内参加者情報>

バイヤー/セラー/メディアに対し、事前に開示する情報（氏名・連絡先等）。

開示期間:2026年7月15日（水）～2026年12月31日（木）まで

第8条 肖像権

主催者がツーリズム EXPO ジャパン、トラベルソリューション展の期間中に次の報告書等に参加者の商談会記録写真、映像等に関わる肖像権を利用することを理解するものとする。

- （1）ツーリズム EXPO ジャパン公式ホームページ及び書面による実施報告書等。
- （2）次年度以降のツーリズム EXPO ジャパン公式ホームページ、各種印刷物等。
- （3）その他主催者が定めた同種事業に関わるウェブサイト、各種印刷物等。

第9条 商談会における紛争（トラブル等）

主催者の責に帰することのできない事由による商談会期間中及び終了後の参加者と商談者等との紛争（トラブル）については、主催者は一切の責を負わないことを理解するものとする。

第10条 アンケート調査について

主催者は、成果把握等のためにアンケート調査を行い、商談会終了後及び定期的に商談の進捗等の経過について、アンケートや電話等による、聞き取り調査を行うことがあることを理解するものとする。

第11条 規格外事項

本規程に定めのない事項が発生した場合、主催者と参加者で協議し、解決を図ることとする。

以上